

喀痰吸引等の実地研修にお申し込みいただいた皆様へ

実施研修を履修する介護職員等向け賠償責任保険のご案内 (施設賠償責任保険)

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

喀痰吸引等の実地研修を受講するにあたり、
では施設賠償責任保険に加入しております。つきましては、概要についてご案内いたしますので、ご一読ください。

介護職員等※による喀痰の吸引等の研修事業にて、カリキュラムに基づいた実地研修中において発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、その介護職員等の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。※「介護職員等」とは、研修を履修する個人と研修を実施する登録研修機関等のことを示します。

例えば、こんな時にお役にたちます

喀痰の吸引実地研修中に、誤って利用者の器官を傷つけてしまった。

喀痰の吸引実地研修中に、誤って利用者等の所有物を破損させてしまった。

お支払いする保険金

- ◆ 損害賠償金(法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等)
- ◆ 争訟費用(損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用) 等

支払限度額・免責金額

賠償責任補償の支払限度額				免責金額(1事故につき)	
身体障害	1名	1億円	1事故	1億円	なし
財物損壊	1事故	1億円			なし
訪問先管理下財物損壊	1事故かつ保険期間中につき	1,000万円			なし
人格権侵害	1名・1事故	300万円			なし
費用補償の支払限度額				免責金額(1事故につき)	
初期対応費用	1事故	500万円			なし

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いする保険金のうち、争訟費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店また当社までお問い合わせください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※「訪問先管理下財物損壊」「人格権侵害」「初期対応費用」の詳細な補償内容等は裏面をご覧ください。

訪問先管理下財物損壊担保特約条項

訪問先管理下財物の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

人格権侵害担保特約条項

不当行為によって発生した人格権侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

保険金をお支払いするのは、不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りです。

初期対応費用担保特約条項

事故が発生した場合に、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞金等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いする特約です。

保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限りです。

このご案内書は、施設賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。施設賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

<取扱代理店>

有限会社 トライビート 担当 齋川慶太
仙台市青葉区栗生4-13-5-103
TEL:022-281-8873 FAX022-281-8863

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

<担当課>

仙台支店 仙台中央支社

仙台市青葉区中央2-8-16 仙台東京海上日動ビルディング9階

TEL:022-225-6540 FAX022-225-7209